

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

2026年5月27日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

2026年5月27日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
東京都品川区東五反田五丁目10番18号
代表取締役 川井 潤

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下、「当社」又は「CRH社」といいます。）は、SFPホールディングス株式会社（以下、「SFPHD社」といい、当社とSFPHD社を併せて「両社」といいます。）との間で、2026年4月14日付で吸収合併契約を締結し、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SFPHD社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

(1) 株式会社ロンの株式取得

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、大阪市内にて「グリルRON」をはじめとした洋食店及びトンテキ店の運営を行う株式会社ロンの全株式を取得し、連結子会社とすることを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、当該契約に基づき2026年3月1日付で株式の取得を完了いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

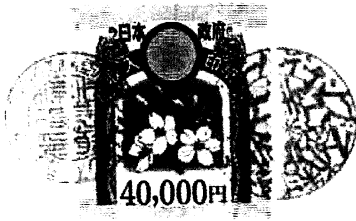
本合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予想されておりません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

【別紙 1】


吸収合併契約書




吸収合併契約書

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下「甲」という。）及び SFP ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2026年4月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併の方法及び当事会社）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法により合併する（以下「本吸収合併」という。）。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。
 - (1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
住所：東京都品川区東五反田五丁目10番18号
 - (2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：SFP ホールディングス株式会社
住所：東京都世田谷区玉川二丁目24番7号

第2条（合併対価の交付及び割当て）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力発生の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式の数を除く。）に3.2を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、乙の普通株式に代わる対価として、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.2株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が定める。

第4条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、

甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会における本契約の承認決議を経ることなく、本吸収合併を行う。
2. 乙は、2026年5月21日開催予定の定時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本契約に必要な事項に関する決議を求める。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、当該株主総会の開催日等を変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日において、2026年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した乙の一切の資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当（但し、直近事業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、甲については甲株式1株あたり2.25円、乙については乙株式1株あたり14円を上限として実行する期末配当を除く。）並びに株主優待制度の内容変更及び廃止（但し、乙については、本吸収合併の効力が発生した場合における乙の株主優待制度の廃止を除く。）を行わない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ若しくは明らかとなった場合、又は、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、(i) 乙の株主総会において本契約の承認が得ら

れなかった場合、又は、(ii)効力発生日までに、法令等に基づき本吸収合併に必要とされる関係官庁等の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関して必要な事項のある場合には、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを決定する。

《以下本頁余白》

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各 1 通ずつ保有する。

2026年4月14日

甲：東京都品川区東五反田五丁目10番18号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役 川井 潤



2026年4月14日

乙：東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
SFPホールディングス株式会社
代表取締役 佐藤 誠



別紙2：合併対価の相当性に関する事項

1. 本合併に係る割当ての内容

	CRH社 (吸収合併存続会社)	SFPHD社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	3.2

(注1) 本合併に係る割当比率（以下、「本合併比率」という。）

CRH社は、SFPHD社株式1株に対して、CRH社株式3.2株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義する。）においてCRH社が保有するSFPHD社株式及びSFPHD社が保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。また、上記表に記載の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議した上で、合意により変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するCRH社株式の株式数：普通株式 29,976,438株（予定）

CRH社は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前時（以下、「基準時」という。）におけるSFPHD社の株主の皆様（ただし、CRH社及びSFPHD社を除く。）に対して、その保有するSFPHD社株式に代えて、本合併比率に基づいて算出した数のCRH社株式を割当交付する予定です。本合併によりCRH社が交付する株式は、全て新たにCRH社株式を発行することを想定しております。

上記の交付株式数は、今後、SFPHD社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にSFPHD社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、CRH社の単元未満株（100株未満の株式）を保有することとなるSFPHD社の株主の皆様におかれましては、本合併の効力発生日以降、CRH社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、CRH社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びCRH社の定款の規定に基づき、CRH社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をCRH社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、CRH社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをCRH社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本合併に伴い、1株に満たない端数のCRH社株式を保有することとなるSFPHD社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のCRH社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併比率その他本合併の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼すること、また、両社

から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、CRH社は、両社から独立した株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」という。）を、SFPHD社は、両社から独立したJapan Blue M&Aアドバイザー株式会社（以下、「JBMA」という。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、CRH社は、両社から独立した岩田合同法律事務所を、SFPHD社は、両社から独立したTMI総合法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本合併に用いられる合併比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で、合併比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、CRH社においては、下記「（３）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから2026年4月13日付で取得した合併比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言及びCRH社がSFPHD社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は妥当であり、CRH社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、SFPHD社においては、下記「（３）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、SFPHD社の第三者算定機関であるJBMAから2026年4月13日付で取得した合併比率に関する算定書（以下、「本合併比率算定書（JBMA）」という。）、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、SFPHD社がCRH社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びにCRH社、SFPHD社及び本合併との間で利害関係を有しない独立した委員によって構成される本特別委員会からの指示、助言及び2026年4月13日付で受領した答申書（以下、「本答申書」という。詳細については、下記「（３）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「④ SFPHD社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、SFPHD社は、本合併比率は妥当であり、SFPHD社の一般株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、各社の第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、また、SFPHD社については本特別委員会から提出された本答申書の内容も踏まえ、最終的に本合併比率は妥当であり、CRH社及びSFPHD社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至り、本合併比率により本合併を行うことを合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

CRH社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティング及びSFPHD社の第三者算定機関であるJBMAはいずれも、両社から独立した第三者算定機関であり、SFPHD社及びCRH社の関連当事者には該当せず、SFPHD社及びCRH社との間で重要な利害関係を有しません。なお、本合併に係るプルータス・コンサルティングに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であります。

JBMAのグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」という。）は、CRH社及びSFPHD社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、本合併に関してCRH社及びSFPHD社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。JBMAによれば、JBMAは、みずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反回避のための体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で合併比率の算定を行っているとのことです。SFPHD社は、JBMAとみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、SFPHD社とJBMAは一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため本合併におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていることから、SFPHD社がJBMAに対してSFPHD社株式の株式価値算定を依頼することに関し特段の問題はないと判断しております。

なお、本合併に係るJBMAに対する報酬には、本合併の契約締結等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、SFPHD社とJBMAの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本合併が不成立となった場合にSFPHD社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本合併の契約締結を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) プルータス・コンサルティングによる算定

プルータス・コンサルティングは、CRH社については、CRH社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

SFPHD社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）を採用しました。

各評価方法によるCRH社株式1株あたりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定結果
CRH社	SFPHD社	
市場株価法	市場株価法	2.84～3.19
	類似会社比較法	1.15～2.19
	DCF法	1.87～3.60

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは算定基準日を本合併契約締結日の前営業日である2026年4月13日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値及び当該算定基準日から遡る過去1か月間、3か月間、6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、S F P H D社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価の収益性等を示す財務指標との比較を通じて算定しております。

D C F法では、S F P H D社が作成した2027年2月期から2030年2月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、2027年2月期以降に見込まれる将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、プルータス・コンサルティングがD C F法の前提としたS F P H D社の財務予測において、大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、S F P H D社は、2028年2月期において、販売価格の改定等に伴う原価率の改善により、営業利益及び経常利益が前期比で30%以上の増益及びフリー・キャッシュ・フローの増加になることを見込んでおります。また、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点で見積もることが困難であることから、当該財務予測は当該シナジーを織り込んでいないS F P H D社単独の計画を前提として作成しております。

プルータス・コンサルティングは、合併比率の算定に関してS F P H D社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、プルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性または完全性に関して独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

プルータス・コンサルティングは、S F P H D社並びにそれらの関係会社の全ての資産または負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提供されたS F P H D社の財務予測に関する情報が、経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は市場株価法については2026年4月13日、その他については2026年3月31日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(ii) J B M Aによる算定

J B M Aは、C R H社については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を採用して算定を行いました。

また、S F P H D社については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

各評価方法によるC R H社株式1株あたりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定結果
C R H社	S F P H D社	
市場株価基準法	市場株価基準法	2.82～3.24
	D C F法	2.62～3.56

なお、市場株価基準法については、2026年4月13日を算定基準日として、算定基準日の終値及び算定基準日までの1か月、3か月及び6か月の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

DCF法では、SFPHD社が作成した2027年2月期から2030年2月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、2027年2月期以降に見込まれる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、5.03%～6.03%を使用しております。また、継続価値の算定については、永久成長法を採用し、永久成長率は0.25%～0.75%を使用しております。なお、JBMAがDCF法で算定の前提としたSFPHD社の財務予測は以下のとおりであり、当該財務予測においては、大幅な増減益を見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、SFPHD社は、販売価格の改定等に伴う原価率の改善により、2028年2月期において、営業利益、経常利益及びフリー・キャッシュ・フローが前期比で30%以上増加すること、並びに2029年2月期において、フリー・キャッシュ・フローが前期比で30%以上増加することを見込んでおります。

(単位：百万円)

	2027年2月期	2028年2月期	2029年2月期	2030年2月期
売上高	33,385	35,882	38,399	40,937
営業利益	2,100	2,872	3,526	4,211
EBITDA	2,935	3,771	4,489	5,235
フリー・キャッシュ・フロー	961	1,420	1,964	2,470

JBMAは、上記合併比率の算定に際して、公開情報及びJBMAに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、JBMAは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。JBMAは、SFPHD社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、SFPHD社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。JBMAは、SFPHD社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。JBMAの合併比率の算定は、2026年4月13日までにJBMAが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、JBMAの算定は、SFPHD社の取締役会が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

CRH社及びSFPHD社は、CRH社が既にSFPHD社株式13,435,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数（22,813,689株）からSFPHD社の自己株式数

（10,552株）を控除した株式数（22,803,137株）に占める割合にて58.92%）を保有しており、SFPHD社がCRH社の子会社に該当することから、本合併に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本合併に用いられる合併比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、CRH社は、両社から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選定し、2026年4月13日付で合併比率に関する算定書を取得し、また、SFPHD社は、両社から独立した第三者算定機関であるJBMAを選定し、2026年4月13日付で本合併比率算定書（JBMA）を取得いたしました。

各算定書の概要は、上記「（2）算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から、合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

CRH社は、本合併のリーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選任し、本合併の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、岩田合同法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、SFPHD社は、本合併のリーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本合併の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 両社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

CRH社は、本合併に関するファイナンシャル・アドバイザーとして、プルータス・コンサルティングを選任し、本合併に係る財務的見地からの助言を受けております。なお、プルータス・コンサルティングは、両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

SFPHD社は、本合併に関するファイナンシャル・アドバイザーとして、JBMAを選任し、本合併に係る財務的見地からの助言を受けております。なお、JBMAは、両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

④ SFPHD社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

（i）諮問等の経緯

SFPHD社は、2025年12月9日、CRH社から本提案を受け、CRH社がSFPHD社の親会社であり、本合併が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本合併に係るSFPHD社の意思決定に慎重を期し、また、SFPHD社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、2026年1月22日開催のSFPHD社取締役会決議により、SFPHD社の独立役員である社外取締役の長南申明氏

（公認会計士 公認会計士長南申明事務所）、高見由香里氏及び柿田徳宏氏（弁護士 けやき総合法律事務所）の3名により構成される特別委員会を本合併に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対し、(a) 本合併の是非（本合併がSFPHD社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本合併の取引条件の公正性（合併比率の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本合併の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本合併が一般株主にとって公正であるか否か（以下総称して、「本諮問事項」という。）について諮問し、これらの点についての答申書をSFPHD社取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、

利益相反を回避する観点から、SFPHD社の取締役7名のうちCRH社の取締役を兼任している石井祐輔氏を除くSFPHD社の全ての取締役（6名）の全員一致により上記決議を行っております。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれもSFPHD社の社外取締役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役の報酬に含まれるものとされており、本合併の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

併せて、SFPHD社は、本特別委員会に対して、(i)本合併に関与するSFPHD社の役職員または本合併に係るSFPHD社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、調査（各提案に係るSFPHD社の役員若しくは従業員または各提案に係るSFPHD社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明または助言を求めることを含む。）を行う権限、(ii) (a) 特別委員会としての提案その他の意見または質問をCRH社に伝達すること、並びに (b) 特別委員会自らCRH社（各提案に関与するその役職員及び各提案に係る各CRH社のアドバイザーを含む。）と協議・交渉する機会の設定を要望することができる。また、特別委員会が当該 (b) の機会の設定を要望しない場合であっても、SFPHD社は、CRH社と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに特別委員会に報告し、特別委員会は、当該内容を踏まえ、CRH社との協議・交渉の方針について、SFPHD社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行う権限、及び (iii) 本特別委員会が必要と判断した場合には、SFPHD社の費用負担のもと、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任し、本特別委員会に対する助言を求めることができる権限を付与することを決議しております。これを受けて、2026年1月22日に開催された第1回の本特別委員会において、SFPHD社が選任するアドバイザーについて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJBMAをそれぞれ選任することを承認いたしました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年1月22日から2026年4月13日までに、合計10回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、SFPHD社から、SFPHD社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本合併によりSFPHD社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本合併の条件の検討の際に基礎とされる事業計画（以下、「本事業計画」という。）の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、CRH社から、本合併を提案するに至った検討過程、本合併の目的及びストラクチャー、本合併によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本合併後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。当該質疑応答において、CRH社から、SFPHD社の従業員について、現時点においては本合併の実施に伴う人員削減や待遇等の不利益変更、希望退職の募集等を実施する予定はない旨の回答を受けております。さらに、SFPHD社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJBMAから、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、SFPHD社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本合併の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

そして、本特別委員会は、JBMAから、CRH社の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受け、TMI総合法律事務所及びJBMAから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べた上で、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、SFPHD社に対して指示・要請を行う等しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、TMI総合法律事務所から受けた法的見地からの助言、JBMAから受けた財務的見地からの助言、2026年4月13日付で提出を受けた本合併比率算定書（JBMA）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年4月13日付で、SFPHD社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本合併はSFPHD社企業価値の向上に資するものである。
- ii. 本合併の取引条件は公正である。
- iii. 本合併の手続は公正である。
- iv. 上記（i）乃至（iii）を踏まえ、SFPHD社の取締役会が本合併の実施を決定することは、SFPHD社の一般株主にとって公正である。

(b) 答申理由

i. 本合併の是非について

(ア) 本合併の目的等

本特別委員会は、本合併の目的等について、両社に対して質疑を行った。上記「1. 本合併の目的」に記載の内容の説明を受け、その具体的な内容の確認及び検討を実施した。

(イ) 検討

本特別委員会は、上記「1. 本合併の目的」に記載の具体的な内容及びこれらを踏まえた企業価値向上の可能性について合理性が認められるか否かを検証した。本特別委員会より、両社に対し質疑応答を実施し、その回答について確認及び審議を行った結果、①CRH社がSFPHD社を吸収合併することで、重複する本社機能の合理化や上場維持コストの削減が見込まれることに加えて、グループ内での資金の機動的な運用といった経営資源の効率化が見込まれる点、②CRH社及びCRH社子会社が有する地方展開力、海外ネットワーク、業態開発力及び店舗運営ノウハウにより、SFPHD社子会社が運営する「磯丸水産」等のブランド力や売上の向上が見込まれ得る点を確認し、③本合併の実施に伴う従業員の人員削減や待遇等の不利益変更、希望退職の募集等を実施する予定はない点などを踏まえると、対等の精神に基づく合併であると考えに至った。一方で、本合併によるデメリットとして重大なものは認められず、本特別委員会において、その結果として、両社の説明及び回答にはいずれも特段不合理な点は認められないと判断した。

(ウ) 小括

以上の点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本合併は企業価値の向上に合理的に資するものと認められ、本合併の目的等には、いずれも不合理な点はなく、本合併はSFPHD社の企業価値の向上に資することを企図するものであり、本合併はSFPHD

社の企業価値向上に資すると認められると判断するに至った。

ii. 本合併の取引条件の公正性に関する事項について

本合併の取引条件の公正性については、以下のとおりであると認められる。

(ア) J BMAによる算定書

両社から独立した第三者算定機関であるJ BMAから取得した本合併比率算定書(J BMA)によれば、市場株価基準法及びDCF法による本合併に係る合併比率の算定結果は以下のとおりとされている。

<本合併に係る合併比率の算定結果>

採用手法		合併比率の算定結果
CRH社	S F P H D社	
市場株価基準法	市場株価基準法	2.82~3.24
	DCF法	2.62~3.56

(注) 各評価方法によるCRH社株式1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジである。

なお、J BMAによれば、CRH社については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を採用して算定を行ったとのことである。

また、S F P H D社については、S F P H D社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を算定手法として採用して株式価値の算定を行ったとのことである。

その結果、本合併比率である3.2は、市場株価基準法による算定結果のレンジの範囲内であり、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を超える水準である。

なお、本特別委員会は、J BMAから各価値評価に用いられた算定方法及び評価手法の選択等について説明を受けるとともに、J BMA並びにS F P H D社に対して評価手法の選択、S F P H D社の事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法の選択、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(イ) 交渉過程の手續等の公正性

下記「iii. 本合併の手續の公正性に関する事項について」のとおり、本合併に係る交渉過程の手續は公正であると認められるところ、本合併の取引条件は、両社との間で度重なる交渉を行い、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。なお、本合併においては、本合併に反対する株主に対しては会社法上の規定に基づく反対株主の株式買取請求権が認められており、S F P H D社の一般株主が本合併に反対する場合に取り得る手段が確保されている。

(ウ) 本合併の実施方法及び対価の種類等

本合併の手法として、CRH社株式を割当交付する吸収合併が検討されている。

本合併の対価を現金とする場合またはSFPHD社株式を対象とする公開買付け及びスクイーズアウト手続を経て吸収合併を行う場合には、①本合併後に実施されることが予定されている既存事業への成長投資資金やSFPHD社の事業運営に必要な資金需要を見据えた手元現預金が損なわれてしまい、その結果として上記「1. 本合併の目的」に記載の目的を達成できなくなる可能性があること、②公開買付け及びスクイーズアウト手続を前置する場合には上記「1. 本合併の目的」記載のシナジーを早期に実現できなくなることから、CRH社株式を対価として本合併を実施することは不合理であるとは言えない。

以上の点を踏まえれば、本合併の実施方法や本合併の対価の種類について妥当性が否定されるべきではないと考えられる。

(エ) プレミアム率の検討

CRH社による本合併比率におけるSFPHD社株式1株当たりの価値は2,448円であり、当該価値は、本合併の公表日の前営業日である2026年4月13日を基準日として、SFPHD社株式の基準日の終値、直近1か月間の終値単純平均値、直近3か月間の終値単純平均値、直近6か月間の終値単純平均値に対して、それぞれ0.37%（基準日。小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率について同じ。）、5.69%（基準日までの直近1か月間）、7.26%（基準日までの直近3か月間）、12.70%（基準日までの直近6か月間）のプレミアムが付されたものとなる。

この点、基準日の終値及び直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合は、類似事例（注）との比較や、その他の上場会社を対象とする組織再編事例におけるプレミアム水準の平均値が概ね10%から20%の水準であることを踏まえると、必ずしも高い水準とは評価できない。他方で、SFPHD社の株価の値動きは、2026年3月16日から基準日までの直近1か月において13.18%（小数点以下第三位を四捨五入）上昇しており、CRH社の株価の上昇率（4.65%）と比較すると上回っていることが認められ、かつ、SFPHD社において2026年3月16日から基準日までの直近1か月の間に、株価の値動きにつながり得る適時開示等は行っておらず、当該株価上昇と相関性が認められる事情の存在は必ずしも認められない。そして、基準日の終値及び直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合は、本合併比率の妥当性の検討にあたって一般的に重要な要素であるものの、本件においては、上記のとおり株価上昇と相関性が認められる事情の存在は必ずしも認められないこともあり、基準日の終値及び直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合が類似事例と比較して高くないが、本合併比率の妥当性の検討にあたっては、より安定的な株価動向を反映する直近3か月間及び6か月間の終値単純平均値といった長期的な株価水準も含めて総合的に検討することも合理的であると言える。

（注）経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日から2026年4月13日までに公表され、かつ、株主総会で可決された上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による経営統合事例7件に係る上記と同様の計算によるプ

レミアム割合の平均値は、それぞれ5.36%（公表日の前営業日）、6.10%（公表日の前営業日までの直近1か月間）、7.55%（公表日の前営業日までの直近3か月間）、8.61%（公表日の前営業日までの直近6か月間）である。

一方、①仮に本合併が実行されなかった場合には、SFPHD社はCRH社と経営統合ができず、上記「i. 本合併の是非について」の「(イ) 検討」の①乃至③記載の本合併により生じ得るシナジー及びメリットを享受することができない結果、企業価値の向上を図る機会を逸すること、②本合併比率は、上記「(ア) JBMAによる算定書」記載のとおり、JBMAによる算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を超える水準にあること、③直近3か月間及び6か月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合については、類似事例における比率と比較しても遜色のない水準が確保されていると評価できることからすれば、基準日の終値及び直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合が類似事例と同水準に達していないことのみをもって、本合併を実施すべきでないと直ちに判断することは必ずしも適切ではないと考えられ、本合併において付されたプレミアム比率を理由に、本合併比率の公正性が損なわれるものとはいえないと考えられる。

(オ) 検討及び小括

以上のような点並びに下記「iii. 本合併の手続の公正性に関する事項について」の(イ)及び(ウ)記載のアドバイザーからの助言を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本合併に係る取引条件は株主共同の利益ができる限り確保された条件であり、当該取引条件は公正であると判断するに至った。

iii. 本合併の手続の公正性に関する事項について

SFPHD社並びにそのリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所によれば、SFPHD社は、本合併についてのSFPHD社における検討過程の公正性及び透明性を担保するために、以下のような措置を採っていることが認められる。

(ア) SFPHD社における独立した特別委員会への諮問

SFPHD社は、2026年1月22日、本合併の実施に関する決定を行うに先立ち、本合併に係るSFPHD社の意思決定に慎重を期し、また、SFPHD社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、本特別委員会へ本諮問事項を諮問している。そして、本合併に関する意思決定に際して、本諮問事項に対する本特別委員会の意見を最大限尊重するとともに、本特別委員会は、SFPHD社の費用負担の下、本合併に係る調査を行うことができ、また、SFPHD社は、CRH社との間における取引条件の協議・交渉について、適時に本特別委員会に報告・相談し、本特別委員会はこれに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができるものとされている。なお、本特別委員会の委員は、諮問当初から変更されていない。

そして、本特別委員会は、JBMAから、CRH社の提案内容や協

議・交渉の状況等につき適時に報告を受け、TMI 総合法律事務所及びJBMAから聴収した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べた上で、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、SFPHD社に対して指示・要請を行う等、CRH社との交渉過程に実質的に関与した。

(イ) 独立した法律事務所からの助言の取得

SFPHD社は、本合併のリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所より、本合併の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けている。

なお、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題が無いことを確認し、SFPHD社のリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を承認している。

(ウ) 独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言の取得

SFPHD社は、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJBMAを選任し、JBMAから本合併に係る交渉等に関する財務的見地からの助言を受けている。

なお、本特別委員会は、JBMAの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、SFPHD社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJBMAを承認している。

(エ) 独立した検討体制の構築

SFPHD社は、CRH社から独立した立場で、本合併に係る検討、交渉及び判断を行う体制をSFPHD社の社内に構築している。具体的には、SFPHD社は、2025年12月9日に、CRH社より提案書を受領して以降、本合併に関する検討（SFPHD社株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。）並びにCRH社との協議・交渉を行うプロジェクトチームを設置し、当該メンバーはCRH社の役職員を兼職しておらず、かつ過去にCRH社の役職員としての地位を有していたことのないSFPHD社の役職員により構成されている。また、CRH社の取締役を兼任している石井祐輔氏は本合併に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続している。

(オ) 小括

以上の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本合併においては適切な公正性担保措置が講じられており、本合併に係る協議、検討及び交渉の過程を含む本合併に係る手続は公正であると判断するに至った。

- iv. 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、SFPHD社の取締役会が本合併の実施を決定することがSFPHD社の一般株主にとって公正か否かについて本特別委員会の審議においてその他SFPHD社の一般株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記 (i) 乃至 (iii) 記載の事項等を踏まえて、本合併がSFPHD社の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、SFPHD社の取締役会が本合併の実施を決定することがSFPHD社の一般

株主にとって公正であると判断するに至った。

⑤ S F P H D社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

S F P H D社は、T M I 総合法律事務所から得た法的助言、J B M Aから得た財務的見地からの助言、本合併比率算定書（J B M A）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から入手した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本合併がS F P H D社の企業価値の向上に資するか否か、及び本合併比率を含む本合併に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、本日開催のS F P H D社の取締役会において、本合併契約を締結することを決議しております。

本日開催のS F P H D社取締役会では、利益相反を回避する観点から、S F P H D社の取締役7名のうちC R H社の取締役を兼任している石井祐輔氏を除くS F P H D社の全ての取締役（6名）の全員一致で、本合併に関する決議を行いました。また、C R H社の取締役を兼任している石井祐輔氏は、本合併に関し利害が相反または相反するおそれがあるため、S F P H D社の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、S F P H D社の立場において本合併に関するC R H社との協議・交渉は一切参加しておりません。

⑥ S F P H D社における独立した検討体制の構築

S F P H D社は、C R H社から独立した立場で、本合併に係る検討、交渉及び判断を行う体制をS F P H D社の社内に構築いたしました。具体的には、S F P H D社は、2025年12月9日に、C R H社より提案書を受領して以降、本合併に関する検討（S F P H D社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。）並びにC R H社との協議・交渉を行うプロジェクトチームを検討の上設置し、当該メンバーはC R H社の役職員を兼職しておらず、かつ過去にC R H社の役職員としての地位を有していたことのないS F P H D社の役職員により構成されるものとし、また、C R H社の取締役を兼任している石井祐輔氏は本合併に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、S F P H D社の検討体制（本合併に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含む。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、T M I 総合法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑦ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

C R H社及びS F P H D社は、S F P H D社がC R H社以外の買収提案者（以下、「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がS F P H D社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本合併契約の承認にかかるS F P H D社の定時株主総会は本合併契約の締結が公表された本日から1か月超後である2026年5月21日に開催しており、同種事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

3. 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、当社が決定いたします。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

別紙 3 : 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの広がり等を背景とした雇用・所得環境の改善や、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の拡大などにより、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、円安の進行による輸入コストの上昇、物価高による消費マインドへの影響に加え、米国の通商政策の動向や為替相場の変動、地政学リスクの長期化など、国内外の経済環境には依然として不確実性が残っており、先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、インバウンド需要の回復・拡大や人流の回復を背景に、売上は年間を通じて前年を上回り堅調に推移いたしました。また、原材料価格や物価の上昇を背景とした価格改定の影響もあり客単価は上昇傾向にあり、外食全体の売上を押し上げる要因となりました。一方で、物価高の継続による節約志向の高まりから客数の伸びには一部で鈍化も見られ、消費行動の選別が進むなど、外食需要は業態によって回復の度合いに差が見られる状況となっております。当社が主に展開する居酒屋業態におきましては、人流の回復や訪日外国人客の増加により前年を上回る水準で推移しているものの、団体利用や深夜帯需要の回復は依然として緩やかなものに留まっております。

このような状況の中で当社グループは、引き続き固定費の増加抑制に努めるとともに、食材価格の高騰を踏まえたメニュー改定や弾力的な価格設定、臨機応変な営業時間の見直し、人材採用の積極化など、収益性の改善に向けた取り組みを推し進めてまいりました。また、出店戦略においては、小型かつ低投資の大衆酒場業態の開発・出店を継続するとともに、地方都市での出店にも注力しております。

鳥良事業部門においては、「おもてなしとりよし」を1店舗退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は34店舗となり、当連結会計年度の売上高は5,435百万円（前期比3.0%増）となりました。なお、鳥良商店全27店舗において、メニュー構成や価格体系の見直し等、大衆化の強化を目的としたりリニューアルを実施いたしました。

磯丸事業部門においては、「磯丸水産」を直営で4店舗出店し、「磯丸水産」1店舗を「鳥平ちゃん」へ業態転換したほか、フランチャイズで「磯丸水産」を1店舗、「磯丸水産食堂」を2店舗出店いたしました。一方で、「磯丸水産」を直営で2店舗、フランチャイズで1店舗退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は直営100店舗、フランチャイズ20店舗となり、当連結会計年度の売上高は18,047百万円（前期比2.2%減）となりました。

その他部門においては、「五の五」「鉄板ホルモン五の五」を各1店舗、「町鮨とろたく」を2店舗出店したほか、「鳥平ちゃん」1店舗を「磯丸水産」から業態転換し、当連結会計年度末現在の店舗数は38店舗となり、当連結会計年度の売上高は5,341百万円（前期比14.6%増）となりました。

フードアライアンスメンバー（連結子会社）においては、株式会社ジョー・スマイルが「桜馬亭」及び「五の五」を各1店舗出店いたしました。一方で、「平蔵」を1店舗退店いたしました。また、株式会社クルークダイニングが「信州そだち」及び「からあげセンター」を各1店舗出店いたしました。当連結会計年度末現在の店舗数は株式会社ジョー・スマイルが13店舗、株式会社クルークダイニングが13店舗となり、当連結会計年度の売上高は2,294百万円（前期比15.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、店舗固定資産の減損損失194百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度末の総店舗数は、直営198店舗、フランチャイズ20店舗となり、当連結会計年度における当社グループの売上高は31,119百万円（前期比2.4%増）、営業利益は1,706百万円（前期比21.9%減）、経常利益は1,836百万円（前期比19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,085百万円（前期比26.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は922百万円であり、その主なものは新規出店資金（敷金及び保証金を含む）及び既存設備の買い替えです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2023年2月期)	第 14 期 (2024年2月期)	第 15 期 (2025年2月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	22,913,271	29,079,640	30,389,199	31,119,339
経 常 利 益 (千円)	1,583,866	2,236,639	2,281,647	1,836,228
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	549,810	1,731,413	1,485,153	1,085,499
1株当たり当期純利益 (円)	21.32	71.00	65.15	47.60
総 資 産 額 (千円)	17,574,643	13,303,477	13,963,714	13,512,479
純 資 産 額 (千円)	12,540,181	7,744,392	8,732,651	9,181,997
1株当たり純資産額 (円)	486.27	339.84	383.00	402.66

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2023年2月期)	第 14 期 (2024年2月期)	第 15 期 (2025年2月期)	第 16 期 (当事業年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	2,505,861	3,477,596	3,535,826	3,273,605
経 常 利 益 (千円)	507,874	1,428,081	1,493,216	2,265,688
当 期 純 利 益 (千円)	108,640	913,049	920,136	1,643,862
1株当たり当期純利益 (円)	4.21	37.44	40.36	72.09
総 資 産 額 (千円)	16,543,735	12,473,351	12,829,008	13,198,694
純 資 産 額 (千円)	12,734,495	7,165,831	7,540,932	8,575,888
1株当たり純資産額 (円)	493.81	314.45	330.74	376.08

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を13,435,500株（議決権比率58.94%）保有しております。また当社と親会社との間で、営業上の取引関係がございます。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SFPダイニング株式会社	9,900千円	100%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45,000千円	100%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10,000千円	100%	飲食事業

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、訪日外国人観光客（インバウンド）の増加やデリバリーサービスの普及など新たな需要が定着しつつあり、一部の地域ではそれらの恩恵を享受している一方で、インフレによる物価高や賃金の上昇という課題にも直面しており、先行きは依然不透明な状況が続いております。当社グループでは、インフレの影響として一部原材料の値上げはあるものの、メニューの見直しや価格の改定を通じて、原価率の抑制を行っています。また、業界全体で人手不足が続いていることから、人手の確保はもとより、人財流出の抑制も重要な課題であり、一定程度の賃上げも必要かつ有効な方策であると認識しております。

当社グループといたしましては、こうした諸課題への積極的な取り組みを通じて、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。なお、具体的な施策は以下のとおりです。

① インフレによる物価高への対応

当社グループにおける物価高の影響は、主に魚介類・アルコール類等が中心となる原材料から店舗運営の水光熱費・人件費（採用費）等の販売管理費全般に及びます。

原材料の値上がりに対しては、これまで商品規格の見直しやグループ企業との共同購買、一部の商品の価格改定を通じて対応してきました。引き続き、慎重に客足の動向を見極めながら、価格転嫁を含めた価格の最適化を行ってまいります。又、全店の節電活動を通じて影響を最小限に抑える取り組みを継続してまいります。

② 人財の獲得・育成

今後の更なる成長に向け、店舗運営体制の整備、ひいては人財の獲得・育成は重要な課題です。当社グループとしては、人事制度の見直しや賃上げを通じて、採用条件や待遇を改善し、優秀な人財の獲得や人財流出の抑制に取り組んでおります。又、特定技能1号試験に合格した外国人を積極的に採用しています。特に外国人の場合は、採用後の様々な研修によって早期の戦力化を図り、定期的なフォローで定着を促していくことが重要です。今後は、外国人育成・支援体制も強化しながら、生産性の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、手羽先唐揚専門店の「おもてなしとりよし」及び魚貝・鮮魚を名物とする「磯丸水産」を主力業態として、居酒屋を主として直営方式にてチェーン展開しております。なお、一部地域においてはフランチャイズ方式を採用しております。又、未出店エリアへの展開や新業態の開発にも積極的に取り組んでおります。各業態の特徴は以下のとおりです。

事業部門	業態名	
鳥良事業部門	おもてなしとりよし	当社の創業業態「鳥良」が大切にしてきた【おもてなし】の形をさらに磨き上げた「おもてなしとりよし」。手作りを基本とした料理、和装のスタッフによる心尽くしのおもてなしを、和モダンな寛ぎの空間でお楽しみいただけます。昭和59年の創業当時から変わらない看板料理「手羽先唐揚」をはじめ、当店ならではのこだわりの名物料理の数々をお楽しみいただける業態です。
	鳥良商店	「鶏料理屋ならではの商品を、美味しく気軽に楽しみたい」をコンセプトに、看板料理「手羽先唐揚」はもちろんのこと、「鶏くわ焼き」、「鶏そば」といった鶏料理の魅力を味わい尽くせるラインナップが自慢の業態です。
磯丸水産事業部門	磯丸水産	水槽から引き揚げたばかりの活貝や、一番人気の「蟹味噌甲羅焼」を目の前で焼きながら、海辺の磯料理屋の楽しさを、駅前立地で気軽に楽しみたいだけの業態です。
	磯丸水産食堂	新鮮な刺身定食や海鮮丼など、多種多様な食事メニューをご用意しております。磯丸水産のお馴染みメニューもご提供しておりますので、お食事処としても酒場としても用途に合わせて気軽にご利用いただける業態です。
その他部門	鉄板二百℃、玉丁本店、ビストロISOMARU、きづなすし、生そば玉川、いち五郎、ホームベース、五の五、鳥平ちゃん、町館とろたく	
フードアライアンスメンバー	株式会社ジョー・スマイル	前川水軍、天草水軍、ひゃくしょう茶屋、麦うさぎ、伊達祭、前川珈琲店、桜馬亭
	株式会社クルークダイニング	からあげセンター、長野といえば、パニクマン、天ぷらと寿司18坪、ビストロ磯丸会館、信州須坂フルーツプルワリー、抹茶館、和牛焼肉 信州そだち

(6) 主要な事業所等 (2026年2月28日現在)

① 当社

本 社 (二子玉川オフィス)	東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
本 社 (武蔵小杉オフィス)	神奈川県川崎市中原区新丸子東3丁目1200番

(注) 二子玉川オフィスは登記上の本店所在地であり、本社業務の大部分は武蔵小杉オフィスで行っております。

② 子会社 (SFPダイニング株式会社)

本 社	東京都世田谷区
店 舗	172店舗

(注) フランチャイズ店舗 (20店舗) は除外しております。

③ 子会社 (株式会社ジョー・スマイル)

本 社	熊本県熊本市
店 舗	13店舗

④ 子会社 (株式会社クローズダイニング)

本 社	長野県安曇野市
店 舗	13店舗

(7) 企業集団の従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度(2025年2月28日現在)	平均年齢	平均勤続年数
1,146名	59名増	37.5歳	6.4年

- (注) 1. 従業員数には使用人兼務取締役及び臨時雇用者を含んでおりません。
2. 平均年齢は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
3. 上記のほか、契約社員、パート及びアルバイトが1,443名 (1日8時間換算) おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入金(千円)
長野県信用組合	50,000千円
株式会社八十二長野銀行	34,154千円
株式会社肥後銀行	500千円
合計	84,654千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,813,689株
- (3) 当事業年度末の株主数 43,907名
- (4) 大株主 (上位10名)

	株数	比率
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	13,435,500株	58.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	973,700株	4.27%
三井物産流通グループ株式会社	210,000株	0.92%
麒麟麦酒株式会社	210,000株	0.92%
みのりホールディングス株式会社	210,000株	0.92%
宝酒造株式会社	120,000株	0.53%
株式会社 N S K	105,000株	0.46%
株式会社 平喜屋	105,000株	0.46%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	84,400株	0.37%
佐藤 誠	83,000株	0.36%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示しております。
2. 持株比率は、自己株式10,552株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年2月28日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

4 会社の役員の状況

(1) 取締役の状況 (2026年2月28日現在)

役職	氏名	兼任の職務の名称
代表取締役社長	佐藤 誠	社業全般 株式会社CMD 取締役 株式会社FastWorks 取締役
常務取締役	木村 哲博	管理部門管掌 株式会社CMD 取締役 株式会社ジョー・スマイル 取締役
常務取締役	加藤 裕	SFPダイニング株式会社 代表取締役
取締役(監査等委員)	長南 申明	公認会計士長南申明事務所 所長 株式会社スタジオアタオ 取締役
取締役(監査等委員)	高見 由香里	株式会社ウィルウィル 代表取締役 株式会社ZUU 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	柿田 徳宏	けやき総合法律事務所 共同パートナー
取締役(監査等委員)	石井 祐輔	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役長南申明、高見由香里及び柿田徳宏の各氏は社外取締役です。
 2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 3. 監査等委員長南申明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役長南申明、高見由香里及び柿田徳宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しています。
 5. 当社は、非業務執行取締役である長南申明、高見由香里、柿田徳宏及び石井祐輔の各氏との間において、当社の定款に基づき、会社法第423条第1項に定める各氏の当社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

7. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年2月28日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	中 居 康 幸	人事・総務本部長
執 行 役 員	原 悦 久	管理本部長兼経理財務部長
執 行 役 員	都 留 秀 人	広域事業部・店舗開発部・建築営繕部管掌

(2) 取締役の報酬等

① 報酬等の決定方針に関する事項

株主総会の決議に基づく報酬等限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬等限度額につきましては、2015年12月22日開催の第5回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額90,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役について年額20,000千円以内とすることをそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

また、当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)が出席し、十分な議論を尽くした上で、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針(以下、「決定方針」という。)を決議しておりますが、2024年4月25日開催の取締役会において、同年5月24日開催の第14回定時株主総会にて、後記②の株式報酬制度を導入する内容の第3号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、決定方針を一部変更し、非金銭報酬に係る内容を決定方針に追記することを決議いたしました(決議時の対象取締役は4名)。その後同株主総会で同議案が承認され、決定方針は以下の概要のとおりに変更されました。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成された金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬とする。
- 金銭報酬の基本報酬の額は役職ごとの役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定する。
- 金銭報酬の業績連動報酬の額は、各取締役の各事業年度の業績目標として、売上高などの定量目標及び取締役毎に定める定性目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定する。
- 非金銭報酬は取締役会が定めた一定期間後に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与等を目的に取締役就任後原則1回付与する(ただし社外取締役を除く。)。付与する譲渡制限付株式は、原則として取締役就任後1回のみ付与することを踏まえて、各取締役の役割の大きさや責任の範囲等を勘案して、金銭報酬とは別に決定する。

- 監査等委員である取締役の報酬は、職務の性格に鑑み業績との連動は行わず、金銭報酬である基本報酬のみとする。
- 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定は、本方針の範囲内で代表取締役に一括して委任する。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社は、経営効率を高め安定した財務体質を維持しつつ、持続的成長を達成するために、各取締役の各事業年度の業績目標として、売上高などの定量目標及び取締役毎に定める定性目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定しております。業績連動報酬に係る基本的な指標として売上高などを選択した理由は、当該指標が企業価値向上を図る上での指標として最も有効であると判断したことによるものです。

③ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間を譲渡制限期間とします。また、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式は年間5,000株以内、その報酬の総額は年間10百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当を含む。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

④ 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長佐藤誠に取締役の年額報酬の役員別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の内訳別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非常勤報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	71,564	68,588	2,976	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	11,040	11,040	—	—	3

- (注) 1. 上記の表の支給人数は、無報酬の役員1名(監査等委員である取締役1名)を含みません。
 2. 当社の社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額(当社の社外役員であった期間に受けたものに限る。)はございません。
 3. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)長南申明氏は、公認会計士長南申明事務所所長、株式会社スタジオアタオ取締役です。これらの兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役(監査等委員)高見由香里氏は、株式会社ウィルウィル代表取締役、株式会社ZUU社外取締役(監査等委員)です。これらの兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役(監査等委員)柿田徳宏氏は、けやき総合法律事務所共同パートナーです。当該兼職先と当社との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	長南 申明	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(100%)出席、又監査等委員会には12回中12回(100%)出席し、主に公認会計士としての見地から、又監査等委員会委員長(選定監査等委員)として、財務・会計の留意点等につき、当社の業務執行の適正性確保及び経営的視点から有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	高見 由香里	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(100%)出席、又監査等委員会には12回中12回(100%)出席し、法務コンプライアンス、人事労務等の豊富な現場経験に基づき、当社の業務執行の適正性確保及び経営的視点から有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	柿田 徳宏	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(100%)出席、又監査等委員会には12回中12回(100%)出席し、主に弁護士としての見地から、法令遵守・コーポレートガバナンス上の留意点等につき、当社の業務執行の適正性確保のため有益な発言を適宜行っております。



会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2025年5月23日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,055千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,055千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

又、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案して、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制の概要

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、当社グループのコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ 監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。又、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理部門管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

又、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、当社グループ内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社においては、定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ② 当社取締役会は、毎事業年度末までに当社グループにおける翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
 - ③ 当社取締役会において当社グループの取締役の業務執行範囲を定めるとともに、当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程（別表）」その他の規程に基づいた権限委譲を各役員に行い、効率的な業務執行を実現する。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 取締役は、当社と親会社及び子会社との情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。
- 子会社の取締役は、当社が定める規程等に従い、その職務の執行に関する事項を定期的に（但し、重大な事項については逐次）当社に報告する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- 補助使用人は総務部門と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する事項
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- ② 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。
- (9) 監査等委員会に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行うこととする。
 - ② 監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保証する。
- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、役員及び店長が出席する会議や、社内メール等を通じて研修・啓蒙を行っております。
- (2) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等は文書管理規程に基づき適切に作成・管理しております。
- (3) 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席しております。又、代表取締役社長は、監査等委員と定期的に意見交換を行っております。
- (4) 監査等委員、取締役、使用人及び会計監査人は、随時意見交換会を行い、監査等委員会監査の実効性の確保を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店・新業態開発等の事業展開と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財務状況を勘案し、安定継続的な配当を行うことを基本方針としております。又、当社は、中間配当と期末配当の剰余金の配当を行うことを基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会です。

2026年2月期につきましては、中間配当を1株当たり14円、期末配当を1株当たり14円（年間合計1株当たり28円）とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
【流動資産】	6,044,098	【流動負債】	3,170,425
現金及び預金	4,310,104	買掛金	815,498
売掛金	992,003	1年内返済予定の長期借入金	60,508
原材料及び貯蔵品	151,934	未払費用	1,118,013
未収入金	124,620	未払法人税等	231,634
その他	465,436	賞与引当金	90,729
		株主優待引当金	120,005
【固定資産】	7,468,380	店舗閉鎖損失引当金	9,625
(有形固定資産)	3,393,438	資産除去債務	21,823
建物及び構築物	3,088,708	その他	702,586
工具、器具及び備品	268,424	【固定負債】	1,160,055
土地	11,570	長期借入金	24,146
リース資産	8,246	退職給付に係る負債	348,014
建設仮勘定	16,489	資産除去債務	706,411
その他	0	その他	81,484
(無形固定資産)	265,070	負債合計	4,330,481
のれん	230,691	【株主資本】	9,179,993
その他	34,379	資本金	49,340
(投資その他の資産)	3,809,870	資本剰余金	506,052
繰延税金資産	650,021	利益剰余金	8,644,484
敷金及び保証金	2,980,010	自己株式	△19,883
その他	179,839	【その他の包括利益累計額】	2,004
		退職給付に係る調整累計額	2,004
資産合計	13,512,479	純資産合計	9,181,997
		負債及び純資産合計	13,512,479

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

売上 売上 売上 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取賃料 協賛金 持分法による投資利益 その他 営業外費用 支払利息 支払手数料 不動産賃料 過年度消費税 租税公課 その他 経常利益 特別損失 固定資産除却損失 減損損失 店舗閉鎖損失 店舗閉鎖損失引当金繰入額 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	高価 原価 総利益 業 外 賃料 金 投資利益 の 費用 利息 手数料 原価 税 課 他 損 却 損 失 繰入額 税 額 額 額	31,119,339 9,359,118 21,760,221 20,053,279 1,706,941 4,200 123,743 5,122 56,607 189,673 2,649 168 3,060 18,749 19,699 16,060 60,386 1,836,228 2,675 194,919 8,938 9,625 216,159 1,620,069 585,430 △50,860 534,569 1,085,499 1,085,499
---	--	---

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	連結株主資本等				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	49,340	505,639	8,174,640	△26,219	8,703,400
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△615,655	-	△615,655
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,085,499	-	1,085,499
自己株式の処分	-	412	-	6,336	6,748
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	412	469,843	6,336	476,592
当期末残高	49,340	506,052	8,644,484	△19,883	9,179,993

	その他の利益剰余金		
	繰上利益剰余金	その他の利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	29,250	29,250	8,732,651
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△615,655
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,085,499
自己株式の処分	-	-	6,748
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△27,246	△27,246	△27,246
当期変動額合計	△27,246	△27,246	449,346
当期末残高	2,004	2,004	9,181,997

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 SFPダイニング株式会社

株式会社ジョー・スマイル

株式会社クルークダイニング

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び名称

持分法適用会社の数 3社

持分法適用会社の名称 株式会社クリエイティブ・サービス

株式会社CMD

株式会社FastWorks

なお、当連結会計年度において、株式会社FastWorksを新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～34年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ.無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

又、のれんについては、10年から20年の定額法によっております。

ハ.リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、翌連結会計年度以降に閉鎖することが決定した店舗について、損失見込額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、飲食店舗において、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

又、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、当社グループにおいては、約束した対価の金額に関する重要な金融要素はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,393,438千円
減損損失	194,919千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗としております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候が認められる資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎としております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。特に売上高については、直近の実績を基礎として、客単価は食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定が翌連結会計年度以降も継続することで上昇し、客数は当連結会計年度と同水準で推移することを仮定しております。

当社グループは、店舗固定資産の減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌連結会計年度において店舗固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	650,021千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎にして課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、堅調なインバウンド需要、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、来店動機を促す各種施策による客数増加、さらに当連結会計年度に新規出店した店舗による売上高への寄与が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人財採用の積極化と生産性向上により当連結会計年度と同水準の人件費の計上が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。

当社グループは繰延税金資産の回収可能性における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌連結会計年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,100,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	3,050,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物及び構築物	5,147,724千円
工具、器具及び備品	1,409,120千円
リース資産	158,906千円
その他	10,755千円
合計	6,726,507千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 過年度消費税等

過年度消費税等の内容は、見積税額と納付税額との差額です。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

東京都他	店舗(26店舗)	建物附属設備他	194,919千円
------	----------	---------	-----------

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物及び構築物165,616千円、工具、器具及び備品20,149千円及びその他9,153千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.84%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 初頭の総数	当連結会計年度 増加株式	当連結会計年度 減少株式	当連結会計年度 末の総数
普通株式	22,813,689株	—株	—株	22,813,689株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 初頭の総数	当連結会計年度 増加株式	当連結会計年度 減少株式	当連結会計年度 末の総数
普通株式	13,285株	467株	3,200株	10,552株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加 467株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 3,200株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議日	株式の種類	支払額	利益剰余金	支払率	支払日	支払期日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	296,405	利益剰余金	13.00	2025年2月28日	2025年5月2日
2025年10月14日 取締役会	普通株式	319,250	利益剰余金	14.00	2025年8月31日	2025年11月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	支払額	利益剰余金	支払率	支払日	支払期日
2026年4月14日 取締役会	普通株式	319,243	利益剰余金	14.00	2026年2月28日	2026年5月1日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。資金運用については、資金の流動性確保を第一とし、一部について、信用リスク、金利等を考慮し、元本割れの可能性が極めて低いと判断した金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、概ね固定金利で調達しております。償還日は決算日後4年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。敷金及び保証金については、取引開始時に差入先の信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜差入先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理財務部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	2,980,010	2,724,886	△255,123
資産計	2,980,010	2,724,886	△255,123
長期借入金(※)	84,654	84,345	△308
負債計	84,654	84,345	△308

(※) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金は記載を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	49,863

(※)非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,724,886	—	2,724,886
資産合計	—	2,724,886	—	2,724,886
長期借入金	—	84,345	—	84,345
負債合計	—	84,345	—	84,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、想定した賃貸借契約に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、概ね固定金利であり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
店舗売上高	30,923,452
その他売上高	195,887
顧客との契約から生じる収益	31,119,339
その他の収益	—
外部顧客への売上高	31,119,339

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	884,552	992,003
契約負債	13,558	14,503

(※) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

なお、当社グループにおいて契約資産はありません。

契約負債はフランチャイズ店から受け取った加盟契約時の加盟金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。連結貸借対照表上において、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	402円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(当社と株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの合併契約締結について)

当社（以下、「S F P H D社」という。）及び株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下、「C R H社」とい
い、S F P H D社と併せて「両社」という。）は、2026年4月14日開催の両社の取締役会において、C R H社を吸収合併存続会
社、S F P H D社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を実施することを決議し、同日付で両社間で合
併契約（以下、「本合併契約」という。）を締結いたしました。

なお、本合併は、2026年5月21日開催予定のS F P H D社の定時株主総会において本合併契約の承認が得られることを条件
として、2026年7月1日を効力発生日として行われる予定です。

1. 本合併の目的

S F P H D社は、1984年4月に創業し、「時流を先見した《こだわり》の限りなき追求」を経営理念に掲げ、トレンドに振り
回されることなく、味へのこだわりが生む癒しの食空間をお客様に提供するべく、子会社であるS F P ダイニング株式会社、株式
会社ジョー・スマイル及び株式会社クルークダイニングを通じて「磯丸水産」、「鳥良商店」、「五の五」等のブランドを創出し事業
展開しております。2014年に東京証券取引所市場第二部へ上場、2019年の市場第一部への指定替えを経て、2022年に東京証券
取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部よりプライム市場に移行しております。

C R H社は、1999年5月に創業し、グループミッション「わくわく無限大！個性いろいろ ともに創る 驚きの未来。」を掲
げ、連結子会社26社とともにサステナブルに成長する企業グループ（以下、「クリエイト・レストランツグループ」という。）と
して、国内外において豊かな食生活への貢献を目指して飲食事業に取り組んでいます。2025年4月には、2030年2月期までの
5年間を対象とした「中期経営計画～グループ連邦経営 2.0～」を策定し、当該期間を「本質的な課題解決のための5年間」と位
置付け、グループ戦略の核である「マルチブランド・マルチロケーション戦略」と「グループ連邦経営」をさらに進化させた、料
理・サービス・立地を磨き上げる本質的価値の進化、シナジーのあるM&A、そして海外事業の拡大といった成長戦略の取り組み
を進めております。

2013年4月にC R H社がS F P H D社（旧S F P ダイニング株式会社）の株式を取得し連結子会社として以降、両社は双方が
培ってきた経験やノウハウを互いに活用し、企業価値向上のために様々な取り組みを共同で実施してきました。特に2020年以降
は、経理・人事等のコーポレート業務のシェアードサービス機能、購買企画機能、店舗設計施工企画機能のそれぞれを担う合併会
社3社を相次いで設立し経営効率化を図っております。

現在、外食業界はコロナ禍からの回復期を経て、人手不足、原材料・エネルギー価格や建築コストの高騰、消費者嗜好の多様
化による外食の選別といった構造的な課題に直面しております。特に居酒屋業界では、若年層のアルコール離れ、深夜帯ニーズの

回復鈍化やブランドの淘汰といった環境変化への対応が急務となっております。また、上場子会社のガバナンスに関しては、構造上の利益相反のリスクとその対応策の強化を求める動きが高まっており、2019年6月の経済産業省による「グループ・ガバナンス・システムによる実務指針」の公表や、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂により、上場子会社のガバナンスの公平性や透明性について、様々な対応が求められることで、経済的・事務的な負担も増加しております。

こうした環境下において、両社が上場会社として独立した事業運営を行っている状況では、S F P H D社の一般株主の利益を考慮した慎重な検討を要するなど、C R H社として経営資源の投入に係る最適かつ迅速な意思決定が困難となっております。これまで以上に両社が有する人財、情報、ノウハウや資金といった経営資源を結集させ、クリエイティブ・レストランズグループ一丸となって激変する市場環境に機動的に対応し更なる成長を実現するためには、S F P H D社とC R H社が合併し、両社の持株会社機能を統合した上で柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築することが最善の方法との考えに至り、2025年12月9日にC R H社からS F P H D社に対して本合併を提案いたしました。

これに対して、S F P H D社は本提案を受領したことを踏まえ、本合併に関する具体的な検討を開始いたしました。S F P H D社は、本合併の検討並びにC R H社との本合併に係る協議及び交渉を行うにあたって、C R H社が、S F P H D社株式の所有割合が58.92%に達するS F P H D社の親会社であり、本合併が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、本合併に係るS F P H D社の意思決定に慎重を期し、また、S F P H D社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するための措置の一環として、S F P H D社、C R H社及び本合併から独立した委員によって構成される特別委員会を本合併に係る諮問機関と位置付け、併せて外部専門家を起用する等の本合併を検討するための体制を構築いたしました。

その後、S F P H D社とC R H社は、各社において引き続き本合併に関する検討を進め、両社で協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、両社は本合併により、現行の資本関係では十分になし得なかった以下のような施策の実行及びシナジーの顕在化が想定できると判断いたしました。

(1) 持株会社機能の統合を通じた経営資源の効率化

S F P H D社の独立性維持の観点から推進が困難であったS F P H D社及びC R H社の持株会社機能を統合することで、重複する本社機能の集約や上場維持コストの削減、グループ内資金の機動的な運用といった経営資源の効率化が可能になると考えております。そして、これらの施策により創出される人財や資金の最適配置を通じて、既存ブランドの価値向上や新たなM & A等の成長戦略をより迅速かつ積極的に実行することができるものと考えております。

(2) 人的資本の活性化

S F P H D社の本社機能を担う人財に対して、従来の経営体制下では経験機会が限定的であった、国内外子会社の統括管理、海外事業、国際会計基準（I F R S）運用業務、国内外のM & A実行及びP M I業務など、より広範かつ多角的な実務に従事できる環境を整備することが可能となります。当該施策を通じて、従業員の専門性の向上と多角的なキャリアパスを支援すると同時に、クリエイト・レストランツグループの経営基盤の強化を図ることができるものと考えております。

(3) 経営資源の集約によるグループ連邦経営の更なる深化

S F P H D社とC R H社のみならず両社の子会社が有する情報、人財、ノウハウ等を集約することで、物件情報の一元化による新規出店の更なる推進、インバウンドを含む法人・団体客の獲得促進、公式アプリ等のデジタルマーケティングノウハウの共有、仕入れ共通化のさらなる推進、外国籍従業員を含めた人財の採用・管理サポート体制の強化等の実行が可能になると考えております。さらに、C R H社及びC R H社の子会社が有するフードコート等の商業施設における出店実績・ノウハウ、地方都市及び海外における展開力、業態開発力並びに店舗運営ノウハウを活用し、S F P H D社の子会社が運営する「磯丸水産」等の独自性の高いブランドの新規出店拡大や既存店舗の収益力向上を推進していきます。これらの施策はC R H社の連結収益の向上に寄与するのみならず、クリエイト・レストランツグループ全体の持続的な成長、グループシナジーの最大化、及び「グループ連邦経営」の深化に資するものと考えております。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

定時株主総会基準日（S F P H D社）	2026年2月28日
取締役会決議日（両社）	2026年4月14日
契約締結日（両社）	2026年4月14日
定時株主総会決議日（S F P H D社）	2026年5月21日（予定）
最終売買日（S F P H D社）	2026年6月26日（予定）
上場廃止日（S F P H D社）	2026年6月29日（予定）
本合併の効力発生日	2026年7月1日（予定）

(注1) C R H社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、株主総会の決議による本合併契約の承認を得ずに本合併を行う予定です。

(注2) 本合併の手續進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本合併の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 本合併の方式

C R H社を吸収合併存続会社、S F P H D社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。本合併は、S F P H D社においては、2026年5月21日に開催予定の定時株主総会の決議による本合併契約の承認を受けた上で、2026年7月1日を効力発生日として行い、また、C R H社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による本合併契約の承認を必要としない簡易合併の手續により行う予定です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	CRH社 (吸収合併存続会社)	SFPHD社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	3.2
本合併により交付する 株式数	CRH社の普通株式：29,976,438株 (予定)	

(注1) 本合併に係る割当比率 (以下、「本合併比率」という。)

CRH社は、SFPHD社株式1株に対して、CRH社株式3.2株を割当交付いたします。ただし、基準時 (以下に定義する。) においてCRH社が保有するSFPHD社株式及びSFPHD社が保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。また、上記表に記載の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議した上で、合意により変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するCRH社株式の株式数：普通株式 29,976,438株 (予定)

CRH社は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前時 (以下、「基準時」という。) におけるSFPHD社の株主の皆様 (ただし、SFPHD社及びCRH社を除く。) に対して、その保有するSFPHD社株式に代えて、本合併比率に基づいて算出した数のCRH社株式を割当交付する予定です。本合併によりCRH社が交付する株式は、全て新たにCRH社株式を発行することを想定しております。

上記の交付株式数は、今後、SFPHD社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にSFPHD社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、CRH社の単元未満株 (100株未満の株式) を保有することとなるSFPHD社の株主の皆様におかれましては、本合併の効力発生日以降、CRH社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、CRH社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びC R H社の定款の規定に基づき、C R H社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をC R H社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、C R H社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをC R H社に対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端株の取扱い

本合併に伴い、1株に満たない端数のC R H社株式を保有することとなるS F P H D社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のC R H社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

（4）本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

S F P H D社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

（5）剰余金の配当に関する取扱い

両社は、S F P H D社が、2026年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、S F P H D社株式1株当たり14.0円を限度として剰余金の配当を行うことができること、C R H社が、2026年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、C R H社株式1株当たり2.25円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、当該場合を除いては、両社は、本日以降、本合併の効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本合併の当事会社の概要（2026年2月28日現在）

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	SFPホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東五反田五丁目10番18号	東京都世田谷区玉川二丁目24番7号 萩原第二ビル8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川井 潤	代表取締役社長 佐藤 誠
(4) 事業内容	飲食店の経営	飲食店の経営
(5) 資本金	50百万円	49百万円

4. 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

計算書類

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

【流動資産】	5,977,221	【流動負債】	3,589,026
現金及び預金	3,087,115	買掛金	754,997
売掛金	6,310	未払金	237,092
関係会社売掛金	237,078	関係会社未払金	1,525,679
前払費用	372,229	未払費用	552,406
関係会社短期貸付金	75,000	未払法人税等	192,986
関係会社未収入金	2,083,179	前受収益	84,211
その他	116,307	賞与引当金	16,534
		株主優待引当金	120,005
【固定資産】	7,221,472	店舗閉鎖損失引当金	8,517
(有形固定資産)	3,082,298	資産除去債務	18,172
建物	2,814,001	その他	78,422
構築物	379		
工具、器具及び備品	243,556	【固定負債】	1,033,779
リース資産	8,246	退職給付引当金	351,051
建設仮勘定	16,115	資産除去債務	608,820
		その他	73,907
(無形固定資産)	34,379	負債合計	4,622,805
ソフトウェア	25,895		
その他	8,483	【株主資本】	8,575,888
(投資その他の資産)	4,104,794	(資本金)	49,340
関係会社株式	491,309	(資本剰余金)	506,943
関係会社長期貸付金	23,333	資本準備金	13,340
繰延税金資産	575,935	その他資本剰余金	493,603
敷金及び保証金	2,891,206	(利益剰余金)	8,039,488
その他	123,009	その他利益剰余金	8,039,488
		繰越利益剰余金	8,039,488
		(自己株式)	△19,883
		純資産合計	8,575,888
資産合計	13,198,694	負債及び純資産合計	13,198,694

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

売上 売上 売上 販売費及び一般管理費 営業外収益 営業外費用 経常利益 特別損失 固定資産除却損失 減損損失 店舗閉鎖損失 店舗閉鎖損失引当金繰入額 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	高価 原価 総 一般管理費 業 外 収益 当 金 取 入 他 費用 利息 他 利 失 損 失 損 失 繰入額 純 利 益 税 額 利 益	3,273,605 626,309 2,647,296 1,418,026 1,229,269 900,000 122,391 18,809 1,823 2,959 2,265,688 2,673 170,681 7,315 8,517 2,076,499 464,871 △32,233 1,643,862
--	--	---

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	資本金		剰余金		繰上利益剰余金		負債	株主資本等合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	繰上利益剰余金	繰上利益剰余金			
当期首残高	49,340	13,340	493,190	506,530	7,011,282	7,011,282	△26,219	7,540,932	7,540,932
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△615,655	△615,655	-	△615,655	△615,655
当期純利益	-	-	-	-	1,643,862	1,643,862	-	1,643,862	1,643,862
自己株式の処分	-	-	412	412	-	-	6,336	6,748	6,748
当期変動額合計	-	-	412	412	1,028,206	1,028,206	6,336	1,034,955	1,034,955
当期末残高	49,340	13,340	493,603	506,943	8,039,488	8,039,488	△19,883	8,575,888	8,575,888

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～34年
構築物 20年
工具、器具及び備品 3年～15年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、翌事業年度以降に閉鎖することが決定した店舗について、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客である子会社に対して、商標使用許諾、経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理、食材販売等を行っております。

商標使用許諾取引は、契約期間における商標等の使用許諾が主な履行義務であり、使用許諾期間が経過するにつれて顧客が便益を享受することから、一定期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理に係る取引は、契約内容に応じた経営指導や管理業務、店舗資産管理等のサービスを提供することが主な履行義務であり、サービスを提供するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

食材販売取引は、顧客からの注文された食材等を手配することが主な履行義務であり、顧客に食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で代理人取引として手数料の額を収益認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税、事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,082,298千円
減損損失	170,681千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗としております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候が認められる資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎としております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。特に売上高については、直近の実績を基礎として、客単価は食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定が翌事業年度以降も継続することで上昇し、客数は当事業年度と同水準で推移することを仮定しております。

当社は、店舗固定資産の減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌事業年度において店舗固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	575,935千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎にして課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。当社の売上高は、主に子会社に対する商標使用許諾、経営管理及び業務受託等であり、子会社の事業計画により変動し、当該事業計画は、複数の仮定に基づいて策定されております。子会社の売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の好調、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、メニュー見直し等による客数増加、さらに当事業年度に新規出店した店舗による売上高への寄与が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人材採用の積極化と生産性向上により当事業年度と同水準の人件費の計上が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社は繰延税金資産の回収可能性における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌事業年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,000,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	4,765,116千円
構築物	12,597千円
工具、器具及び備品	1,309,161千円
リース資産	158,906千円
合計	6,245,783千円

(3) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	39,423千円
------	----------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,177,293千円
業務委託費	100,296千円
その他	11,243千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	628千円
その他	2,004千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	金額	千円
東京都他	店舗(21店舗)	建物附属設備他	170,681

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物144,282千円、工具、器具及び備品17,157千円、その他9,241千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.84%で割り引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 10,552株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	218,354千円
退職給付引当金	122,341千円
減価償却超過額	225,074千円
株主優待引当金	40,813千円
関係会社株式評価損	407,283千円
その他	48,312千円
繰延税金資産小計	1,062,180千円
評価性引当額	△411,256千円
繰延税金資産合計	650,924千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	72,114千円
リース資産	2,873千円
繰延税金負債合計	74,988千円
差引：繰延税金資産純額	575,935千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	子会社等の名称	事業の内容	所有権等の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	S F P ダイ ニング株 会社	飲食事業の 運営	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 経営指導 業務受託	経営指導料 等の受取 (注1)	1,843,419	関係会社 売掛金	217,531
					営業設備の 賃貸(注2)	958,814		
					店舗食材の 供給(注2)	276,244		
					店舗売上金 等の収納	27,806,163	関係会社 未収入金	2,077,624
					店舗経費等 の支払	15,745,014	関係会社 未払金	1,516,751

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料等については、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 営業設備の賃貸料及び店舗食材の供給価格については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

(2) 役員等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 376円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円09銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社（以下、「S F P H D社」という。）及び株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下、「C R H社」といい、S F P H D社と併せて「両社」という。）は、2026年4月14日開催の両社の取締役会において、C R H社を吸収合併存続会社、S F P H D社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を実施することを決議し、同日付で両社間で合併契約（以下、「本合併契約」という。）を締結いたしました。詳細につきましては、連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月14日

SFPホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島袋 信一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SFPホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SFPホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(当社と株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの合併契約締結について)に記載されているとおり、会社は、2026年4月14日開催の取締役会において、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスを吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で、両社間で合併契約を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月14日

SFPホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島袋 信一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SFPホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(当社と株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの合併契約締結について)に記載されているとおり、会社は、2026年4月14日開催の取締役会において、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスを吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で、両社間で合併契約を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

S F Pホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 長 南 伸 明 ㊟

監査等委員（社外取締役） 高 見 由香里 ㊟

監査等委員（社外取締役） 柿 田 徳 宏 ㊟

監査等委員（取 締 役） 石 井 祐 輔 ㊟

以 上